

日出町学校給食センター
調理配送等業務委託

公募型プロポーザル実施要項

令和6年4月

日 出 町

目 次

I 業務委託の目的	1
II 事業の概要	1
1 事業名称	1
2 施設及び事業概要	1
3 業務内容の概要	1
4 委託期間	2
5 委託料の限度額	2
6 事務局	2
III 応募の条件等	3
1 応募資格	3
2 応募に関する留意事項	4
IV 募集スケジュール	5
1 実施要項等の配布	5
2 事業募集説明会	5
3 参加意思表明書の提出	5
4 提案書作成等に関する質問の受付期間	6
5 提案書作成等に関する質問に対する回答	6
6 参加辞退届	6
7 提案書類の提出	6
V 提案書等の審査	7
1 選定委員会の設置	7
2 審査の方法	8
3 審査結果の通知	8
4 受託者の決定	9
別紙1 提案書の作成に関する説明	10
別紙2 評価基準	12
別紙3 献立及び調理業務手配表	13

I 業務委託の目的

日出町（以下「町」という。）では、日出町学校給食センター（以下「給食センター」という。）での学校給食の提供にあたり、学校給食の質の向上を図るとともに、安全・安心でおいしい給食を提供できる民間事業者（以下「受託者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

この実施要項は、受託者の募集及び選定に関して必要な事項を定めたものであり、本実施要項と併せて配布する資料（要求水準書・応募様式集等）も本実施要項と一体の資料として、これら全資料を含め「実施要項等」と定義します。

II 事業の概要

1 事業名称 日出町学校給食センター調理配送等業務委託事業

2 施設及び事業概要

1	施設名称	日出町学校給食センター
2	施設所在地	大分県速見郡日出町大字藤原 2310 番地
3	敷地面積	5,557.53 m ²
4	施設構造	鉄骨造 2 階建
5	施設床面積	約 1,983 m ²
6	竣工年月	令和 3 年 7 月
7	運用方式	完全ドライシステム
8	調理ライン	1 献立ライン・アレルギー食対応調理ライン
9	調理食数	約 2,700 食/日（最大調理能力約 3,200 食/日）
10	受配校	12(小学校 5 校、中学校 2 校、幼稚園 5 園)
11	基本給食実施日数	203 日/年
12	調理食内容	米飯・パンは別途委託
13	食器の種類	PEN食器（ご飯、汁椀、その他用を毎回 3 種類使用）
14	配送用コンテナ	20 台
15	箸・スプーン・トレー	給食センターで洗浄・保存

3 業務内容の概要（詳細は要求水準書のとおり）

(1) 業務委託の主な業務は以下のとおりです。

- ア 調理業務計画書の作成業務
- イ 調理業務
- ウ 除去食及び代替食の調理業務

- エ 配缶等業務
- オ 納品された食材の検収、移替え及び保管業務
- カ 配送・回収業務
- キ 洗浄・消毒・保管業務
- ク 残渣及び残飯等の集積・搬出業務
- ケ 施設・設備・敷地等の清掃業務
- コ 施設・設備等維持点検業務（ただし、施設の空調・ガス・排水設備等は除く。）
- サ 衛生管理業務
- シ その他附帯する業務

(2) 本事業に含まれない主な業務は以下のとおりです。

- ア 学校給食献立表及び調理業務手配表等の作成業務
- イ 調理食数等決定業務
- ウ 食材調達
- エ 検食業務
- オ 除去食及び代替食の調理指示業務
- カ 給食費徴収業務

4 委託期間 契約締結の日から令和9年7月31日まで

※ただし、業務履行期間は令和6年8月1日から令和9年7月31日までとし、令和6年8月25日までは、業務引継ぎ及びトレーニング期間とします。

5 委託料の限度額

年度区分	年度別委託料（消費税を除く）	備考
令和6年度	52,800,000円	8月1日から3月31日まで
令和7年度	79,200,000円	年間203日を基準日数とする。
令和8年度	79,200,000円	年間203日を基準日数とする。
令和9年度	26,400,000円	4月1日から7月31日まで
合計	237,600,000円	計36カ月

※上記の金額は契約（予定）金額を示すものではありません。

6 事務局

本選定作業を実施する事務局は次のとおりです。

日出町教育委員会 日出町学校給食センター
〒879-1502 大分県速見郡日出町大字藤原 2310 番地
電話 (0977) 72-7785 FAX (0977) 72-7891
Eメールアドレス kyushoku@town.hiji.lg.jp

Ⅲ 応募の条件等

1 応募資格

(1) 応募者の備えるべき条件

応募者は、次に掲げる応募資格要件を満たすこととします。

ア 応募者の資格要件

(ア) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

(イ) 平成 31 年 4 月以降で、参加資格確認基準日までに、学校給食センター等の大量調理施設（同一メニューを 1 回に 2,000 食以上提供する施設）での調理、配送及びアレルギー対応食業務を 3 年以上完了した実績を有していること。

イ 応募者の応募の制限

次に該当する者は、応募することはできないこととします。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(イ) 国、公社、公団及び日出町を含む地方公共団体において、指名停止措置を受けている者

(ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立てをしている者、会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者

(エ) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

(オ) 過去 3 年間に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業の禁停止の処分を受けた者

(カ) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である者

(2) 応募資格の確認

応募者の備えるべき条件を満たしていることを提案書類により一次審査します。審査の基準日は提案書類の提出日とし、資格不備の場合は失格とします。また、一次審査後から契約締結の日までに、応募者の備えるべき応募資格を欠くような事態が生じた場合も失格とします。

2 応募に関する留意事項

(1) 実施要項等の承諾

応募者は、参加意思表明書の提出をもって、実施要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とします。

(4) 著作権

応募者から実施要項等に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属します。ただし、町は必要があるときは、実施要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するものとします。

(5) 書類の提出

提出された書類については変更できないものとし、また理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

(6) 資料の取扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁止します。

(7) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

ア 提案書類提出時から契約締結の日までに、応募者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ プレゼンテーションに欠席した場合

カ 著しく信義に反する行為があった場合

(8) 提案内容に関する確認作業

提出された提案書類の内容について、事務局が確認を要すると判断した場合は、参加意思表明書に記載の担当者へ確認作業を行うことがありますので、担当者は連絡の取れる体制をとっておいてください。

(9) その他

ア 町が提示する質問への回答書及びその他の資料は、実施要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

イ 実施要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、

応募者に通知します。

IV 募集スケジュール

受託者は、公募型プロポーザル方式で選定を行います。事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

公募開始	令和6年4月10日（水）
質問書受付期間	公募開始から4月17日（水）まで
質問書回答期限	令和6年4月23日（火）
参加意思表明書提出期限	令和6年4月26日（金）
提案書提出期限	令和6年5月17日（金）
一次審査結果及び二次審査開催の通知	令和6年5月22日（水）
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年5月29日（水） 予定
二次審査結果（優先交渉権者決定）通知	決定後すみやかに通知
契約締結	令和6年8月1日（木）
配食開始	令和6年8月26日（月）～

※都合により、スケジュールが変更となる場合があります。

1 実施要項等の配布

本プロポーザル実施要項等は、日出町ホームページからダウンロードしてください。

2 事業募集説明会

本プロポーザルでは、説明会及び見学会は実施いたしません。

施設概要については、厨房機器一覧表及び厨房機器配置図（施設平面図）により確認していただき、質問事項等については、質問書で対応します。

3 参加意思表明書の提出

応募者は、次により提出してください。

(1) 提出期限

令和6年4月26日（金）まで

ただし、閉庁日を除く9時から16時まで

(2) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式1号） 1部

イ 会社概要（様式1号の2） 1部

(会社の概要が分かるパンフレット等があれば添付してください。)

(3) 提出先

〒879-1502 大分県速見郡日出町大字藤原 2310 番地
日出町学校給食センター 宛

(4) 提出方法

提出期限内に持参又は書留扱いの郵送(期限までに配送されたものに限る。)とします。

4 提案書作成等に関する質問の受付期間

提案書作成等の内容に関する質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問の方法

質問書(様式3号)に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出してください。

(2) 受付期間

令和6年4月10日(水)～4月17日(水)まで

(3) Eメールアドレス kyushoku@town.hiji.lg.jp

※送信件名は「調理配送等業務委託質問書(応募者名)」とします。

5 提案書作成等に関する質問に対する回答

提案書作成等に関する質問への回答書は、期限までに応募者全てに回答します。

なお、原則として電話及び口頭等での個別対応は致しません。また、無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しない場合があります。

6 参加辞退届

参加意思表明書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、提案書類の提出期限までに参加辞退届(様式4号)を提出してください。

7 提案書類の提出

応募者は、日出町学校給食センターに関する提案書を作成し、添付資料を添えて提出してください。

(1) 提出期限

令和6年5月17日(金)ただし、閉庁日を除く日の9時～16時まで

(2) 提案書の作成

提案書は、「実施要項」及び「要求水準書」に基づいて、別紙1「提案書の作成に関する説明」に従い、提案書様式7号の1～10について、応募者の考え方を具体的かつ詳細に記入すること。

(3) 提出書類

- ア 参加資格審査申請書（様式2号）
- イ 申請書類チェックリスト（様式5号）
- ウ 欠格事項確認書（様式6号）
- エ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- オ 貸借対照表及び損益計算書（直近2カ年分）
- カ 印鑑証明書
- キ 完納証明書又は納税証明書
- ク 消費税及び地方消費税等の納税証明書
- ケ 生産物賠償責任保険証明書の写し
- コ 提案書（様式7号の1～10）
- サ 見積書（様式8号）

(4) 提出書類の作成要領

原則としてA4判・縦型・横書き・左閉じで作成してください。

添付書類も含め、ア～サの順にA4版フラットファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に応募者名を記載して、正本1部・副本11部を提出のこと。提出書類のア、エ及びカ～クの証明書については、正本は原本とし、副本はコピーで可とします。

(5) 提出先

〒879-1502 大分県速見郡日出町大字藤原 2310 番地
日出町学校給食センター 宛

(6) 提出方法

提出期限内に持参又は書留扱いの郵送（期限までに配送されたものに限る。）とします。

V 提案書等の審査

1 選定委員会の設置

町は、日出町学校給食センター調理配送等業務委託受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、提案内容を公平かつ客観的に審査し、優先交渉権者を選定します。

- (1) 選定委員会は、別紙2「評価基準」に従い、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った応募者を優先交渉権者に決定します。
- (2) 優先交渉権者は、選定委員会の審査に基づき町長が決定します。
- (3) 選定委員会において審査し、評価点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。

- (4) 評価点が同点の場合は、選定委員会で多数決により選定します。
- (5) 応募者が1者の場合であっても本プロポーザルを実施することとし、審査の結果、業務を適切に実施できる事業者と判断された場合には、当該応募者を優先交渉権者として選定します。
- (6) 前各号に関わらず、選定基準で定める配点の合計点に対し、評価点が6割に満たなかった場合は、その応募者を選定しないこととし、この場合、再募集する可能性があります。

2 審査の方法

(1) 一次審査

- ア 応募資格要件を満たしており、実施要項に沿った内容となっているかを書類審査します。資格等不備の場合や委託料の見積額が限度額を超える場合は、失格となります。
- イ 提出書類の一次審査結果は、令和6年5月22日（水）までに別途通知します。同時に一次審査を通過した応募者には、二次審査（プレゼンテーション）の案内をいたします。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

- ア 一次審査を通過した応募者は、次により二次審査に参加してください。なお、プレゼンテーションは非公開とし、プレゼンテーションの順番は、提案書類の受付順とします。
 - (ア) 期日 令和6年5月29日（水）予定
 - (イ) 場所 未定
- イ 二次審査の内容
 - プレゼンテーション（20分以内）及びヒアリング（20分以内）
 - プレゼンテーションは、提案書（様式7号）の内容に関する説明を行い、追加提案等の説明や資料の配布は禁止します。
- ウ 出席者
 - 出席者は5人以内とします。なお、出席者名簿（任意様式）を当日提出してください。
- エ プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自で準備してください。（スクリーンは町で準備します。）

3 審査結果の通知

二次審査の結果、最も優秀な提案を行った応募者を優先交渉権者に決定し、選定結果は応募者全員に通知します。なお、審査結果についての異議申し立ては認めません。

4 受託者の決定

町は、優先交渉権者に対して本委託業務の契約締結に係る交渉を行い、両者の合意が得られた時点で受託者として決定します。

町と優先交渉権者の協議が不調となった場合は、町は次順位者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募者を受託者として決定します。次順位者の交渉権の有効期間は、契約締結までとします。

また、契約の締結に当たっては、給食数等の条件が変更になる場合があることから、契約書は受託者と別途協議します。

提案書の作成に関する説明

以下の内容について、様式 7 号により提出してください。その際、通し番号（ページ）を付けて提出してください。

1 学校給食運営に関する基本理念について（様式 7 号の 1）

学校給食に関する考え方や基本理念を具体的に示してください。

2 学校給食(大量調理)の対応について（様式 7 号の 2）

- (1) 学校給食（大量調理）に取り組む基本的な考え方を示してください。
- (2) 参加資格を満たしていることが確認できるように、過去の学校給食（大量調理）業務実績をすべて簡潔に示してください。（契約方、施設名、施設の築年数、受託期間、調理食数、主な業務内容（アレルギー食対応業務、配送業務の有無など）等

3 調理・配送業務における安全衛生管理について（様式 7 号の 3）

- (1) 本業務を行ううえで、学校給食衛生管理基準に照らし合わせた安全衛生管理体制及び考え方を示してください。
- (2) 要求水準書で示した内容以上の安全衛生管理について、独自の提案があれば示してください。
- (3) 業務従事者の健康管理及び衛生検査体制について具体的に示してください。
- (4) 別紙 3「献立及び調理業務手配表」をもとに、作業工程表及び作業動線図を具体的に示してください。

4 施設の維持管理業務について（様式 7 号の 4）

- (1) 施設、設備及び器具類の日常安全点検について、学校給食衛生管理基準に照らし合わせた維持管理体制及び考え方を示してください。
- (2) 要求水準書で示した内容以上の施設の維持管理について、独自の提案があれば示してください。
- (3) 長期休業中に実施する点検・清掃等の作業計画について、具体的に示してください。

5 業務実施体制について（様式 7 号の 5）

- (1) 総括責任者やその他の責任者等にどのような人材を配置する計画か考え方を具体的に示してください。（保有資格や過去の実績等）
- (2) 要求水準書で示す業務内容を円滑に行うための業務従事者の配置体制と人数（常勤社員・パート社員の内訳を含む）について、計画を具体的に示してください。

- (3) 業務従事者の勤務体系（勤務時間・休憩時間）等について、具体的な計画を示してください。
- (4) 業務従事者に欠員（有給休暇の取得や急な事故、病気を含む）が生じた場合の代替要員等、業務に支障を及ぼさないための体制づくりについて、考え方を具体的に示してください。
- (5) 本社、事業所等との連絡体制について、具体的に示してください。

6 業務従事者の研修計画について（様式7号の6）

- (1) 業務従事者に対する衛生管理や技術向上に関する教育、研修計画について、具体的に示してください。
- (2) 契約から業務開始までの事前研修について、計画を具体的に示してください。

7 危機管理に関する考え方について（様式7号の7）

- (1) 本業務を履行するに当たって、食中毒、異物混入等の事故の発生防止策及び事故発生時の対応について、具体的に示してください。また、緊急時の対応マニュアル等の整備がなされていれば示してください。
- (2) 食中毒事故等が発生した場合の被害者等に対する補償等について、保険の加入等の具体的な対応があれば示してください。
- (3) 業務の履行が不能になった場合の対応について、履行保証人（代わりに業務を履行する事業者）の確保等、具体的に示してください。

8 地産地消の取り組みについて（様式7号の8）

地場産品を積極的に給食に取り入れることを予定しています。しかし、食材の不揃い等から限られた時間内で調理をすることが困難になることが想定されます。時間内の給食調理を可能にする具体例や提案があれば示してください。

9 委託料について（様式7号の9）

要求水準書の内容を踏まえ、事業者が上記の提案を実現するための委託料について、見積額（人件費、消耗品費、事務費、管理費及びその他詳細な内訳）を年度別に示してください。

※見積書（様式8号）の金額と一致するよう留意ください。

10 その他（様式7号の10）

事業者として経済や雇用、地域貢献など、町に対して有益となる提案があれば、示してください。

評価基準

■審査項目及び配点

提案書	審査項目	審査内容	配点
7-1	学校給食に関する考え方について	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食に関する考え方や企業理念が十分評価できるか 事業内容及び目的に関する理解や知識が十分にあるか 	5
7-2	学校給食(大量調理)の対応について	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が有する大量調理に関する知見を反映した、具体的かつ実現可能な提案内容となっているか 事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案内容となっているか 日出町(1日約2,700食)と同規模以上の給食センターでの業務実績が十分であるか 	10
7-3	調理・配送業務における安全衛生管理について	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が有する安全衛生管理に関する知見を反映した、具体的かつ実現可能な提案内容となっているか 事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案内容がなされているか 作業工程表や作業動線図が適切に作成されており、安全衛生管理に問題がないか 	10
7-4	施設の維持管理業務について	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が有する調理器具等の日常の安全点検に関する知見を反映した、具体的かつ実現可能な提案内容か 事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案内容がなされているか 	5
7-5	業務実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> 責任者等が適切に配置されており、要求水準書及び提案内容を実施できる人員が確保できているか 限られた時間内で調理可能な効果的・効率的な体制であるか 現場と本社、事業所等との連絡体制やバックアップ体制が確立されているか 欠員が生じた場合の代替要員について、対応が具体的に提案されており、業務に支障が生じる恐れはないか 業務従事者の休暇取得や急な病氣やケガ等でも、定数を確保できる体制となっているか 	20
7-6	業務従事者の研修計画について	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な研修計画が提案されており、業務従事者の衛生管理や調理技術に関するスキルアップが期待できるか 契約から配食開始までの具体的な研修計画が提案されており、その内容は十分であるか 	10
7-7	危機管理に関する考え方について	<ul style="list-style-type: none"> 常日頃からの事故防止対策(食物アレルギー・異物混入・食中毒等)は十分であるか 事故発生時における緊急体制(マニュアル等)が確立されているか 被害者に対する補償等について、生産物賠償責任保険への加入があるか 事業者が業務不能になった場合、履行保証人の確保ができていないか 	10
7-8	地産地消の取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> 町が推進する地産地消の取り組みに対して、理解と意欲があるか 事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案内容となっているか 	5
7-9	委託料について(見積書)	<ul style="list-style-type: none"> 見積価格(配点×参加事業者の最低見積価格/当該事業者の見積価格) ※小数点以下切り捨て 	20
7-10	その他	<ul style="list-style-type: none"> 町の景気や雇用、地域貢献などについて、効果が見込める有益な提案内容となっているか 	5
合 計			100

献立及び調理業務手配表

	幼稚園	小学校	中学校	合計	換算人数	【行事・中止等】		
人数	134	1659	858	2651	2826			
料理名／食品名	量 小学校	使用量 合計	発注量 合計	納品日	保存場所	切り方	調理方法等	
[牛乳] 普通牛乳	1本	2651本	2651本					
[ごはん] 精白米	1個	735個	735個				保存場所は、厨房機器配置図（要求水準書添付1）で確認すること	
精白米	1個	924個	924個					
[かきたま汁]								
木綿豆腐（大分県産）	25 g	57 Kg	144 丁	前日	B7-1	サイノメ	①肉下処理室で卵を割る。	
えのきたけ(カット)	10 g	30 Kg	30 Kg	前日	B7-1		②昆布とかつお節でだしをとる。	
にんじん	8 g	24 Kg	24 Kg	前日	B7-1	いちよう	③にんじん、えのき、かまぼこ、豆腐、わかめを順に入れる。	
葉ねぎ	3 g	9 Kg	9 Kg	前日	B7-1	小口5mm		
うす切かまぼこ(冷凍)	7 g	21 Kg	21 Kg	前日	D1-1		④調味料を入れ、アレルギーをとる。	
乾燥わかめ(花ざいく)	0.5 g	1.2 Kg	6 袋	前日	C1	戻しておく	⑤葉ねぎを入れて仕上げる。	
こいくちしょうゆ	1.1 g	3 Kg	2 本	前日	C1			
うすくちしょうゆ	3.5 g	9 Kg	5 本	前日	C1			
出し用昆布(カットパック)	1.1 g	3 Kg	3 Kg	前日	C1			
出し用鰹節中(袋入り)	2.2 g	6 Kg	6 Kg	前日	C1			
水	120 g	340 Kg	340 Kg				【できあがり200】	
[から揚げ]								
若鶏肉もも(皮付) 30g	2 個	3660 個	3660 個	前日	D2-1	幼稚園・小学校		
若鶏肉もも(皮付) 40g	2 個	1730 個	1730 個	前日	D2-1	中学校・センター		
食塩(シママース)	0.2 g	0.5 Kg	0 Kg	在庫	C1	下味	①肉下処理室で、鶏肉に下味をつける。	
こしょう(混合、粉)	0 g	0.05 Kg	0 缶	在庫	C1	下味		
清酒(普通酒)	2 g	5.4 Kg	3 本	前日	C1	下味	②小麦粉とでんぷんを混ぜ合わせ、鶏肉につける。	
しょうが(おろし)	0.7 g	2 Kg	2 Kg	前日	C1	下味	③揚物室で揚げる。	
にんにく(おろし)	0.7 g	2 Kg	2 Kg	前日	C1	下味	(中心温度確認)	
うすくちしょうゆ	2.7 g	7 Kg	4 本	前日	C1	下味		
小麦粉	5 g	15 Kg	15 Kg	前日	C1			
じゃがいもでん粉	5 g	15 Kg	15 Kg	前日	C1			
大豆油(白絞油)	6 g	17 Kg	0 缶	在庫				
[おかか和え]								
ブロッコリー(冷凍)	20 g	51 Kg	51 Kg	前日	B6-1		釜でボイル→冷却	
カリフラワー(冷凍)	10 g	27 Kg	27 Kg	前日	B6-1		釜でボイル→冷却	
味付けおかか	1.5 g	3 Kg	6 袋	前日	C1			
エッグ ケアマネース(卵不使用)	2.5 g	6 Kg	6 Kg	前日	C1		①すべての具材を和えて配缶する。	
【食物アレルギー対応アレルゲン】 卵・乳・えび・かに・いか・ごま								
【食物アレルギー対応指示】								
アレルゲン(卵) 対応者12名 容器A缶								
対応:卵抜き ①葉ねぎを取り分けておく。								
②常食から卵を入れる前に取り分け、アレルギー室で味を見て、葉ねぎを入れて仕上げる。								